

令和2年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等実績等

(R3.3.31現在)

【社会福祉法人及び社会福祉施設等】

1 実施状況

事業区分		指導監査等対象件数	実績 (R3.3.31)
社会福祉法人		52	4
居宅サービス事業		582	15
地域密着型サービス事業		173	0
居宅介護支援事業 (介護予防支援含む)		238	9
老人福祉施設	特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	25	25
	養護老人ホーム	1	1
	軽費老人ホーム	5	0
介護保険施設	介護老人保健施設	13	0
	介護療養型医療施設	0	0
	介護医療院	0	0
介護予防・日常生活支援総合事業		637	11
有料老人ホーム		71	0
障害福祉施設	障害者支援施設	1	1
	障害福祉サービス事業 ※1	125	0
	地域活動支援センター	26	0
障害福祉サービス等	障害福祉サービス事業 ※2	699	7
	移動支援事業	224	2
	日中一時支援事業	9	0
	相談支援事業	53	1
	障害児相談支援事業	27	1
	障害児通所支援事業	108	4
計		3,069	81

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援

2 指摘事項等

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
社会福祉法人(右数値は対象法人数)	4	4	4
定款(右数値は指摘件数。以下同じ)		0	0
評議員・評議員会		3	4
理事		1	0
監事		0	0
理事会		3	1
評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬		3	1
社会福祉事業		0	0
資産管理		0	1
会計管理		3	4
その他		1	0
指摘件数合計		14	11

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅サービス事業	15	14	8
人員基準		5	2
設備基準		0	0
運営基準		14	7
変更の届出等		1	0
防火安全対策		0	0
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		2	3
その他		1	0
指摘件数合計		23	12

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
地域密着型サービス事業	0	0	0
人員基準	/	0	0
設備基準		0	0
運営基準		0	0
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		0	0
指摘件数合計			0

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅介護支援(介護予防支援含む)	9	7	7
人員基準	/	2	1
設備基準		0	0
運営基準		4	7
変更の届出等		0	0
報酬算定		4	1
指摘件数合計			10

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
老人福祉施設	26	13	23
施設運営管理体制	建物等設備	0	0
	職員の配置状況	2	18
	諸規程等の整備状況	6	1
	入所者預かり金・遺留金品	0	0
	財務管理の状況	8	10
職員処遇の充実	労務管理	0	0
	職員の健康診断	0	3
	職員の確保及び資質向上	0	0
非常災害対策の状況		1	1
入所者実処遇の	利用者の処遇方針等	0	3
	食事	0	0
	食事に関する衛生管理	0	0
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)		1	2
医療管理等		0	0
報酬算定		1	4
指摘件数合計		19	42

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
介護保険施設	0	0	0
人員基準		0	0
設備基準		0	0
運営基準		0	0
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	0
衛生管理		0	0
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		0	0
その他		0	0
指摘件数合計		0	0

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
介護予防・日常生活支援総合事業	11	11	8
人員基準	/	4	4
設備基準		0	0
運営基準		11	7
変更の届出等		2	0
防火安全対策		0	0
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		0	4
その他		0	0
指摘件数合計			17

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
有料老人ホーム	0	0	0
人員	/	0	0
設備		0	0
運営		0	0
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	0
衛生管理		0	0
食事		0	0
指摘件数合計			0

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉施設	1	1	1
建物等設備		0	0
職員の配置状況		0	1
諸規程等の整備状況		0	0
財務管理の状況		0	0
労務管理		0	0
職員の健康診断		0	0
職員の確保及び資質向上		0	0
非常災害対策の状況		0	0
利用者の処遇方針等		1	0
生産活動・就労支援事業等		0	0
医療管理等		0	0
食事		0	0
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理		0	0
報酬算定		0	0
その他		0	0
指摘件数合計		1	1

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉サービス事業等	15	9	9
人員基準		4	0
設備基準		2	0
運営基準		9	9
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	0
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		2	2
指摘件数合計		17	11

※ なお、文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したものの。

3 具体的指摘事項の代表事例(文書指摘のみ)

① 社会福祉法人

○ 評議員・評議員会

・評議員会の議案について、特別な利害関係を有する評議員がいないことを確認すること。

○ 理事会

・理事会の議案について、特別な利害関係を有する理事がいないことを確認すること。

○ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

・役員及び評議員の報酬等は、支給基準に基づき支給すること。

○ 会計管理

・作成すべき計算書類の附属明細書を作成すること。

・経理規程は、法令及び通知に即した内容にすること。

② 居宅サービス事業

○ 人員基準

(共通)

・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

○ 運営基準

(共通)

・運営規程に記載されている内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。

・定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

・利用者又はその家族の個人情報をおの事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は、その家族の同意を得ておくこと。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)

○ 変更の届出等

(共通)

・運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。

○ 報酬算定

(共通)

- ・算定要件を満たしていない加算について、過誤調整を行うこと。

③ 居宅介護支援事業(介護予防支援含む)

○ 人員基準

- ・月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

○ 運営基準

- ・サービス提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成に当たって次の事項等につき文書を交付して説明し、文書で同意を得ること。

(1)利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。

(2)居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

- ・サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

- ・事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。

(1)事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2)事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、管理者に報告され、その改善策が従業者に周知される体制を整備すること。

(3)定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

○ 報酬算定

- ・算定要件を満たしていない加算について、過誤調整を行うこと。

- ・運営基準減算に該当するため、過誤調整を行うこと。

④ 老人福祉施設

○ 諸規程等の整備状況

- ・運営規程に記載されている内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。

○ 財務管理の状況

- ・施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ繰り替えて使用することについては、適正に行うこと。

- ・施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、適正に行うこと。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

○ 人員基準

(共通)

- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ・事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

○ 運営基準

(共通)

- ・運営規程に定める内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書の内容については、運営規定と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。
- ・介護予防サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行った記録を残すこと。また、当該記録を介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- ・重要事項説明書に記載されているキャンセル料について、専門型訪問サービスについては徴収はできないため、その旨の記載に改めること。
- ・定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

○ 変更の届出等

(共通)

- ・運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。

⑥ 障害福祉施設

○ 利用者の処遇方針等

- ・定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

⑦ 障害福祉サービス事業等

○ 運営基準

(共通)

- ・運営規程に定める内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、変更の届出を行うこと。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行うこと。また、その評価の結果を公表するよう努めること。
- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業と会計を区分すること。